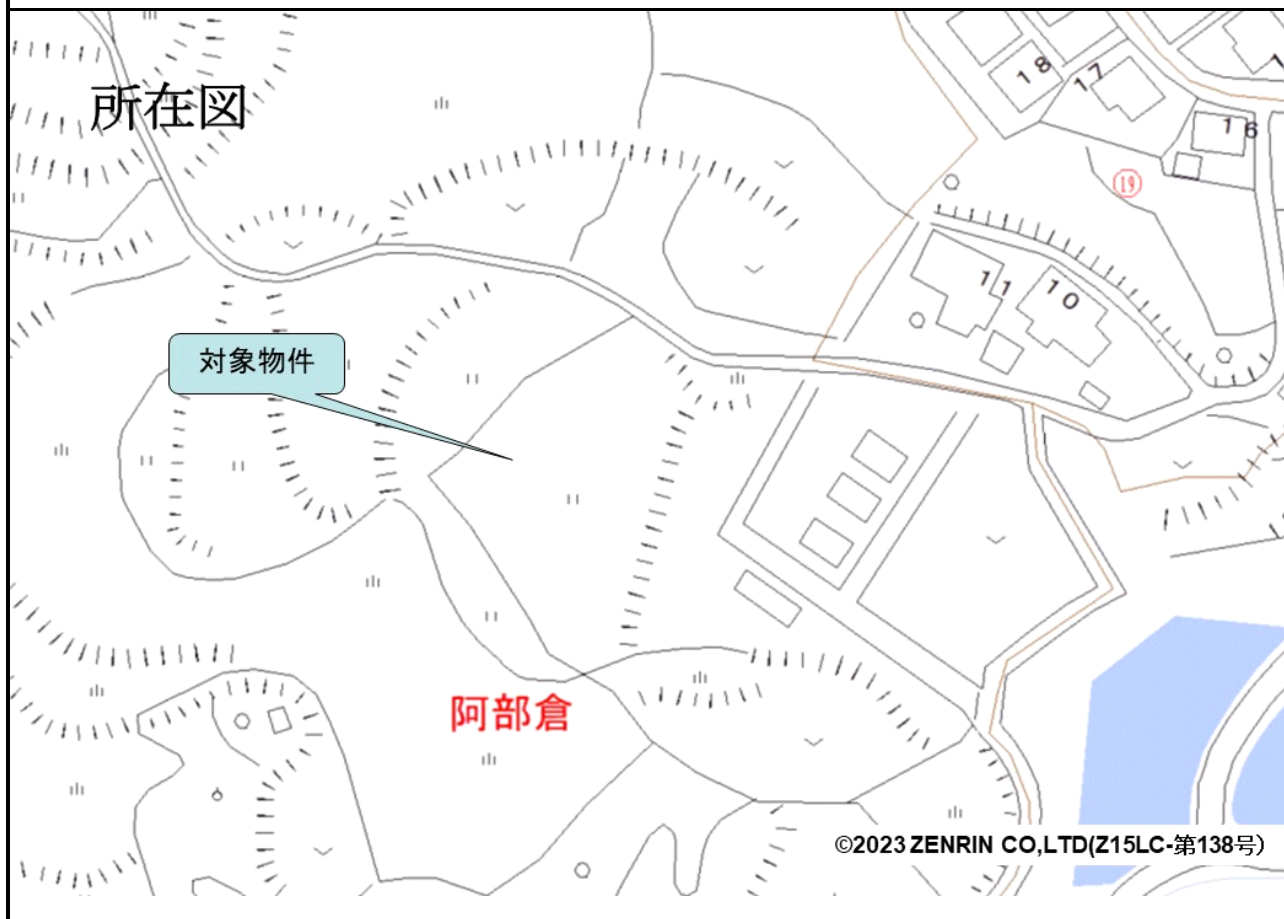
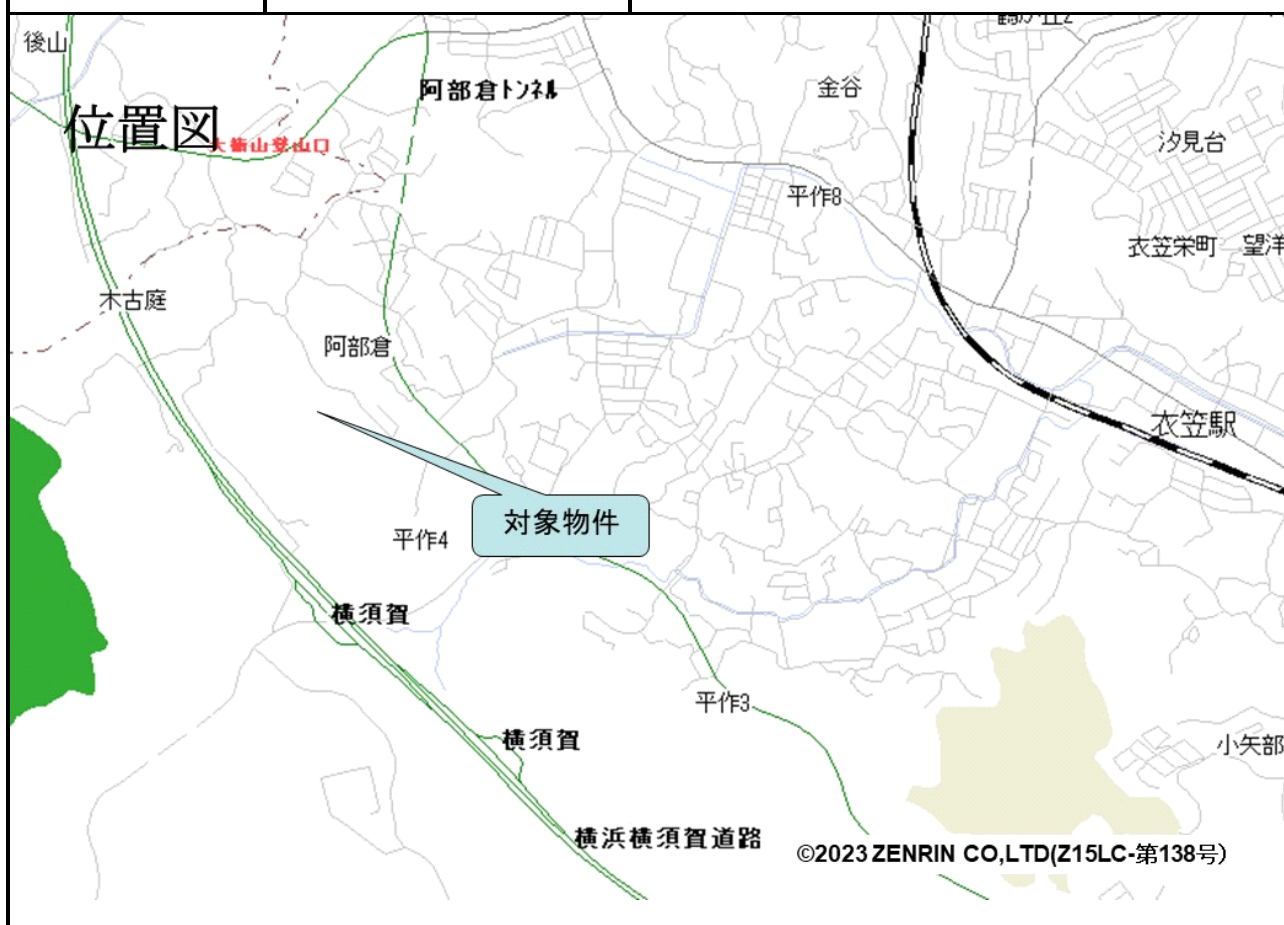


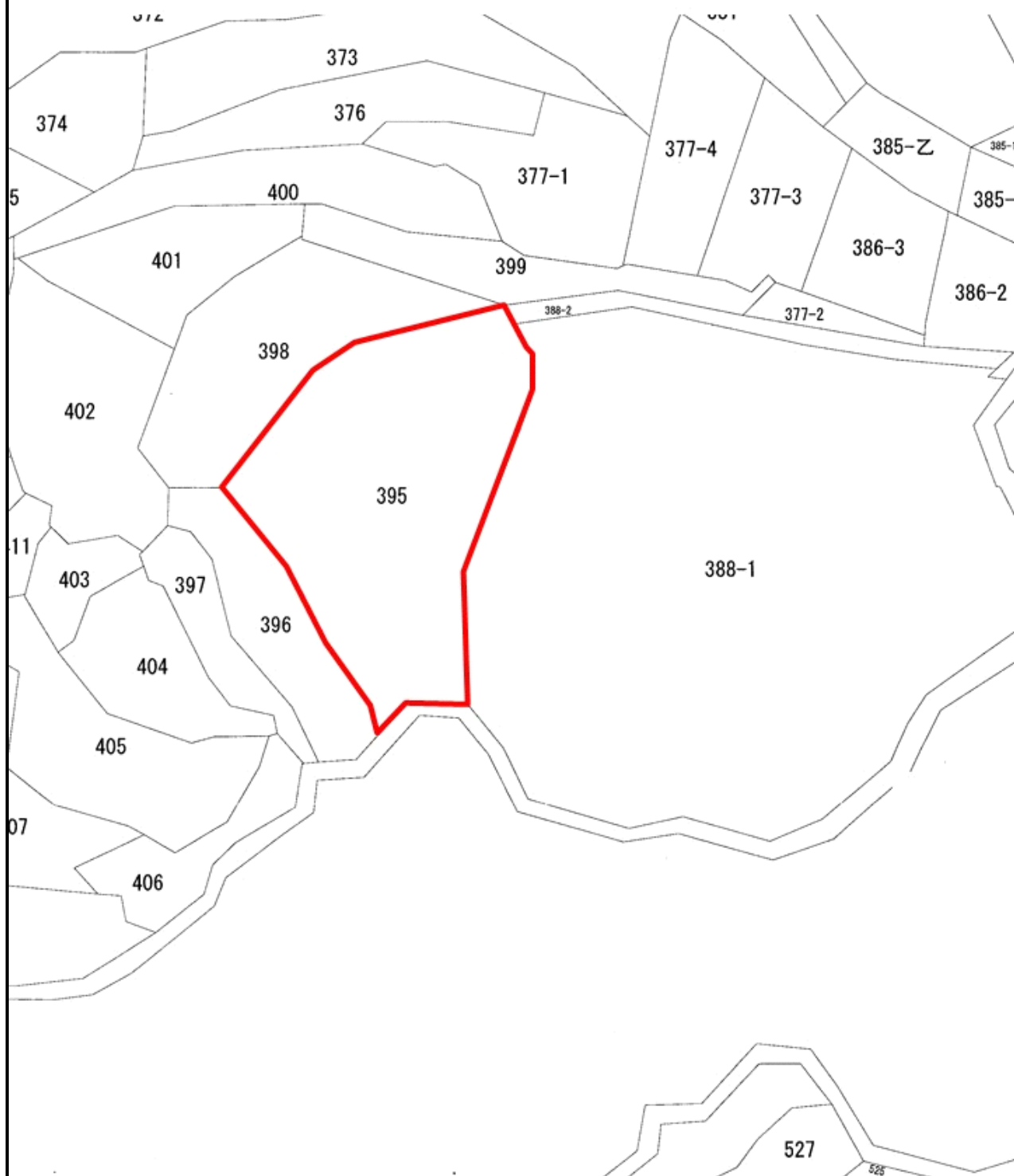
売却区分番号	3726-19		
見積価額	¥140,000	公売保証金	¥50,000
財産の表示	1 所在 神奈川県横須賀市阿部倉 地番 395番 地目 田 地積 1,044 平方メートル 持分 2 分の 1 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域		
接道状況	接面道路なし		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	雑草繁茂		
特記事項	買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明」の提出を要する。なお、横須賀市農業委員会によれば、「買受適格証明書」を発行するためには、他の共有者の同意が必要である。 対象物件は共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない、対象物件を当然に使用収益できるとは限らない。 境界は判然としない。		
住居表示等	神奈川県横須賀市阿部倉 395 番		
最寄駅等	J R（東日本） 横須賀線 衣笠駅 西方約 2. 1 キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

3 7 2 6 - 1 9



見取図



売却区分番号

3 7 2 6 - 1 9

